

第1部 総論

第1部 総論

第1章

後期基本計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市では、平成20年度を初年度とする「第1次中央市長期総合計画」(平成20年度から平成29年度)に基づき、本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、総合的なまちづくりを展開してきました。

長期総合計画の計画期間10年の半期5年が経過し、この間、少子高齢化の進展、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地域防災への意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このため、目標とする将来像の実現に向け、長期総合計画の基本構想における方向性を継承しつつ、新たな行政課題への対応と、社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を踏まえ、次の点に留意して、後期基本計画を策定しました。

(1) 市民ニーズの把握と計画への反映

市民ニーズを把握し、的確に計画へ反映するため、後期基本計画アンケート調査結果の検証やパブリックコメント※などを実施し、その結果を踏まえた計画としました。

(2) 実効性・実現性の確保

社会経済情勢や行財政環境の変化および市民ニーズの多様化を把握し、求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図ることにより、実効性と実現性の高い計画の策定に努めました。

(3) 総合性の確保

各行政分野の施策・事業が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、個々の施策・事業間の関連性を十分検討し、相互に連携のとれた計画策定に努めました。

(4) 他計画との調整

個別の行政計画とは、情報の共有を行い、整合性の確保と体系化を図りました。

※パブリックコメント 公的な機関が計画などを策定する際に、広く市民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していく制度を言います。

(5) 計画の進行管理と評価

前期計画で設定した指標の検証を行うことにより、基本計画の進捗状況の把握と、状況に応じて指標の見直しを行いました。

■2 後期基本計画の性格

- 総合計画は、本市のまちづくりを推進していくうえで、最上位に位置づけられる計画であり、各分野における部門計画を策定する際にはその規範を示し、各部門計画を総合的に調整するものです。
- 後期基本計画は、計画期間前半の成果と課題を踏まえ、新たな行政課題への対応と、さらなる計画の推進に向けて策定するものです。
- 市民、企業（団体等）、行政による協働のまちづくりを推進するための指針ともなる計画であり、この計画を適切に推進していくためには、「まちづくりは人づくり」の観点を含めて全ての市民が共有し、計画の実現に向けた理解と協力が必要となります。

■3 計画の構成と期間

「第1次中央市長期総合計画」は、市のまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」、基本構想の実現に向けて施策を体系的に示した「基本計画」および基本計画に示された施策の方向に基づき具体的な事業を実施する「実施計画」により構成されます。それぞれの内容と目標年度、計画期間は次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来像「実り豊かな生活文化都市」と、その将来像実現のための基本理念を達成するために定める、市政運営の基本方針を示すものです。合併協議会で策定された「新市将来構想」において、概ね20年から30年後の長期的視野に立った、新市の発展や政策等の方向性が示されており、そこに掲げられた将来像、基本理念を基に、10年後における中央市を実現するための政策大綱を表しています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的指針として、今後計画的に進めていくべき施策の体系や内容等を示したものです。

基本構想の目標年次までの前半5年間（平成20年度から平成24年度まで）に係る基本計画を「前期基本計画」、後半5年間（平成25年度から平成29年度まで）に係る基本計画を「後期基本計画」とします。

(3) 実施計画

「実施計画」は、基本計画に掲げた施策の方向に基づき、計画的に事業を実施していくための具体的な指針となるものです。

計画期間は3年間とし、社会情勢の変化を踏まえ、毎年度、事業の進捗状況の確認および計画内容の見直しを行います。

● 第1次中央市長期総合計画の期間

